

令和3年(ネ)第2603号

控訴人 半澤一宣

被控訴人 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

証拠説明書(その7)

2021(令和3)年8月30日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人 半澤一宣

甲64号証

標目 : N700系(16両編成)の10号車と11号車の見取図(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月24日

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 控訴人が乗車した2019(令和元)年8月6日の「のぞみ138号」は、被控訴人JR東海が保有するN700系車両「X43編成」で運転されていました。

2019年当時、東海道～山陽新幹線で運行していた16両編成の車両には「700系」「N700系」「N700A」の3種類がありました。

このうち2007(平成19)年から営業運転を始めたタイプの車両が「N700系」と呼ばれるもので、そのうち被控訴人JR東海が保有する分には車両を特定するための業務用の識別符号として「X」の文字が割り当てられており、その43番目の編成が「X43編成」というわけです。

上記の3種類の車内設備は微妙に異なり、被控訴人JR東海のホームページではそれぞれの車内設備の配置図を掲載しています。

そのうち「N700系」の10号車と11号車の設備配置図を引用し、本件訴訟で問題となっている喫煙客が利用した10号車の喫煙ルームと、控訴人が乗車していた11号車13番A席との位置関係(距離)を示したものです。

後で説明する【甲66号証】の7頁で言及されている「本件訴訟で問題になっている喫煙客が10号車の喫煙ルームで喫煙を終えてから11号車13番B席に着席するまでの所要時間は約30秒と見込まれる」ことの証拠として提出します。

甲65号証

標目 : N700系・N700Aの車両諸元(写し)

作成日 : 2021(令和3)年8月24日

作成者 : 半澤一宣

立証趣旨 : 被控訴人JR東海のホームページに掲載されている、N700系車両の基本情報です。

「N700系」は、控訴人が乗車した2019(令和元)年8月6日の「のぞみ138号」に使用されていた車両の形式名です。

[https://railway.jr-central.co.jp/train/shinkansen/detail\\_01\\_01/index.html](https://railway.jr-central.co.jp/train/shinkansen/detail_01_01/index.html)

上記のURLのページで「諸元」のボタンをクリックしたときに表示される画面を印刷した物です。

2行目の「寸法 最大高」の欄に「中間車:25,000mm」との記載があります。

上記【甲64号証】で「新幹線車両1両の長さは25メートル(先頭車両を除く)」と記した根拠として提出します。

甲66号証

標目 : 新幹線列車内での喫煙が不適切であることに関する意見書(原本)

作成日 : 2021(令和3)年8月24日

作成者 : 大和 浩

立証趣旨 : 作成者の大和浩氏は受動喫煙対策の専門家で、本件訴訟で提出済みの証拠の多くを作成しています。

具体的には、この意見書で引用している、

- ・ 1～2頁に掲載した写真の元の動画は【甲56号証】
- ・ 3頁の2つのグラフは【甲1号証】と【甲11号証】のいずれも4頁
- ・ 4頁の下のグラフは【甲29号証】の【図10】

(原書の頁番号で111頁、書証としての頁番号で7頁)

と、それぞれ同じ物です。

1審判決書の11頁31～32行目には「原告が本件喫煙客から三次喫煙による健康被害を受けたことを認めるに足りる証拠もない」との記述がありました。

しかし専門家は「この意見書の1～3頁に掲載した実験結果と前出の【甲64号証】とを踏まえて総合的に考えれば、控訴人が2019(令和元)年8月6日の「のぞみ138号」で、隣の席に来た喫煙直後の客の肺の中に残っていたタバコ煙に起因する受動喫煙被害を受けたことが、強く推認できる」旨を認めているわけです。

そのことの証拠として提出します。

以上